なお、 前記イ③の「東日本大震災からの復興基本方針」記6 (1) で、「国は、原子力災害への応急対策、復旧対策、復興について責任を 持って対応する。」ことが明記された。

- ① 厚生労働大臣伺い定めで、厚生労働省に「厚生労働省東電福島第一原発作業員健康対策室」を設置した(平成23年5月20日)(平成23年6月8日に「東電福島第一原発作業員健康対策室」に名称を変更)。
- ② 東電福島第一原子力発電所と除染作業での労働者の健康障害防止のための対策を強化するため、上記①の組織を改組し、厚生労働省組織規則を改正して、厚生労働省労働基準局安全衛生部に「電離放射線労働者健康対策室」を置くことにしている(平成24年4月1日~)。

## (6) 夏期の電力需給対策関係

東日本大震災により、東京電力及び東北電力管内における電力の供給力が大幅に減少し、これによって生じた電力の需給ギャップは、夏に向けて再び悪化する見込みであったことから、平成23年5月13日に、政府の電力需給緊急対策本部において「夏期の電力需給対策について」として対策が取りまとめられた。

この対策においては、官民一体となった創意工夫によって需給両面の抜本対策を講じることで、停電を回避し、国民生活や産業活動への影響を最小限に抑える必要があるとの認識の下、電力会社に一層の供給力の積み増しを求める一方で、個々の電力需要家に対して、東京電力管内においては平成23年7月1日から9月22日まで、東北電力管内においては平成23年7月1日から9月9日までの間について、平日の9時から20時までの間の使用最大電力を原則として前年比15%抑制すること等を内容とする大幅な需要抑制を求めた。

このような中、企業は、電力使用の分散化・平準化を図ることを目的として、事業計画、生産計画等の変更を行うこととなり、それに伴い、上記期間を中心に、所定労働時間の短縮、休暇・休日や始業・終業時刻の変更、変形労働時間制の導入等を実施する事業主も少なくないと見込まれた。本省労働基準局では、こうした事態に的確に対応するため、次のような取組を実施した。

## ア 相談窓口の設置等

- ① 節電の徹底について、局内に徹底するとともに、所管特別民間法人、 所管特例民法法人、所管独立行政法人並びに労働金庫に対して周知し、 協力を依頼。
- ② 東京電力と東北電力の電力供給区域を管轄する労働局、その管内の労働基準監督署を中心に、夏期の節電に取り組む労働者や事業主からの相談に対応するため、緊急相談窓口を開設(平成23年5月13日)。
- ③ 平成23年7月20日に電力需給に関する検討会合で取りまとめられた「西日本5社の今夏の需給対策について」を踏まえ、西日本5電力会社の電力供給区域を管轄する労働局とその管内の労働基準監督署でも、必要に応じて節電対策緊急労働相談窓口を開設するなど適切な相談対応を実施するよう通知(平成23年7月22日)。
- ④ 東京電力と東北電力の電力供給区域を管轄する労働局、その管内の労働基準監督署を中心に、夏期の節電に取り組む労働者や事業主からの相談に対応する緊急相談窓口について、平成23年9月30日で終了となることを労働局に通知(平成23年9月29日)。

## イ 労働基準関係法令上の取扱等に係る通知

- ① 1 か月を超え 1 年以内の期間の変形労働時間制に関する労使協定について、平成 23 年夏期の節電対策のための期間途中での変更や解約が、一定の要件の下で可能であることを労働局に通知(平成 23 年 5 月 31 日)。
- ② 一定の要件を満たすフレックスタイム制を採用している事業場で、節電対策のために休日を土日から平日に変更する場合の時間外労働となる時間の計算方法の取扱いについて、労働局に通知(6月21日)。
- ③ 電力需給緊急対策本部で取りまとめられた夏期の電力需給対策を受けた事務所の室内温度、照度と換気の取扱いについて、労働局に通知するとともに、関係団体へ内容の周知を要請(平成23年5月20日)。
- ④ 電力需給バランスが悪化した場合に実施される計画停電による休業について、労使が十分に話し合い休業に伴う労働者の不利益を回避するよう努力することが重要であること等の事業場への周知について労働局に通知(平成23年7月14日)。

## ウ パンフレット等を活用した周知・広報

- ① 節電対策の一環として活用可能と 考えられる労働時間制度等に関する 労働基準関係法令の内容と留意点を まとめたパンフレットを作成し、労 働局に送付するとともに、関係事業 主団体等へ内容の周知を指示(平成 23年5月13日)。
- ② 「節電に向けた労働時間の見直し等に関するQ&A」を作成し、労働局に送付するとともに、厚生労働省ホームページに公表(平成23年5月30日)。

